除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書又は領収証書を添付してください。（平成27年10月1日から12月31日までの間に、今年はじめて国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られます。）

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようきちんと納めましょう。

■問い合わせ
高知西年金事務所
☎875－1717

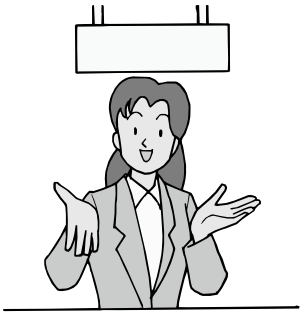

お知らせ

農地について農業委員会からのお知らせ

▼農地の適正な管理をお願いします

耕作されていない農地をそのまま放置すると、雑草が生い茂り、火災や不法投棄などの原因となったり、害虫の発生や有害鳥獣のすみかになるなど、周辺の農地や生活環境にも悪影響を及ぼします。

耕作していない農地がある方は、草刈りなどの自己保全や、農地中間管理事業等を活用し、新たな耕作者に貸すなどして農地の適正な管理をお願いします。

▼農地を農地以外に利用（転用）する場合は許可が必要です

農地に家やお墓を建てたり駐車場や資材置場として利用する場合は、工事を始める前に農地転用許可を受ける必要があります。農地でないと思っている土地でも地目が農地の場合がありますので必ず確認をしてください。この許可を受けないで無断で農地を転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合には、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復などの命令がなされる場合があります。

◇違反転用
3年以下の懲役又は300万円以下の罰金（法人は1億円以下の罰金）

◇市街化区域内の農地転用
市街化区域内の農地転用の場合は、農業委員会への届出が必要です。

◇農業用施設用地への転用
自己の農地を農業用倉庫など、農業経営に必要な施設に転用する場合は、面積が200㎡未満であれば、許可の必要はありませんが、必ず農業委員会へ届出が必要です。

■問い合わせ
いの町農業委員会事務局
☎893－1115
吾北総合支所産業課
☎867－2313
本川総合支所産業建設課
☎869－2115

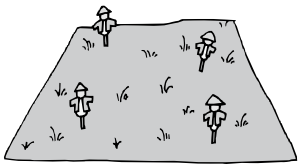

お知らせ

狩猟免許試験のご案内

狩猟免許試験を次のとおり実施します。イノシシやサルなどの鳥獣被害にお困りの皆さんの受験をお待ちしています。詳しくは県鳥獣対策課までお問い合わせください。

▼日時
・第一種・第二種銃猟
1月16日（土）10時～
・わな猟
1月17日（日）10時～

▼試験会場
高知県立大学池キャンパス（高知市池2751－1）

▼申請手数料
5，200円
※一部免除者は3，900円

▼申請書配布場所
県鳥獣対策課、いの地区猟友会（いの町3036）

▼申請期間・方法
12月12日（土）～13日（日）の期間中、いの地区猟友会（☎892－1482）まで持参又は郵送してください。

▼その他
高知県猟友会による、講習会を1月10日（日）9時から実施します。会場は高知県立大学池キャンパス（高知市池2751－1）で、受講料は7，000円です。

■問い合わせ
県鳥獣対策課
☎823－9042

狩猟免許取得補助について

近年増加している鳥獣による農林水産物への被害対策として、有害鳥獣を捕獲するために必要な狩猟免許を取得する際に、予算の範囲内で補助金を交付します。

▼対象者
町内に住所を有し、免許取得後は町内のいずれかの猟友会に入会し、町内の有害鳥獣捕獲に従事することができる者

■申請・問い合わせ
産業経済課
☎893－1115
吾北総合支所産業課
☎867－2313
本川総合支所産業建設課
☎869－2115